

議案第60号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、福祉型障がい児入所施設等の職員配置の基準を改める必要があるによる。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第66条第4項中「看護師」を「看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第80条において同じ。）」に改め，同条第8項及び第12項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第80条第7項及び第9項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。